

## 教育学部・教育学研究科 授業実施方針

2020年4月24日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う授業実施につきましては、以下のように対応します。

- (1) 講義形式の科目は原則として遠隔で実施します。
  - \* 開始時期は全学で定められた5月11日(月)からとなります。
  - \* ゼミ等の個別指導も原則として遠隔による実施とします。
  
- (2) 実技・実験・実習を伴う科目に関しては、(1)に準じて可能な限り遠隔授業での実施としますが、必要とされる範囲で感染防止に配慮した工夫を施し、対面形式で実施する場合があります。
  - \* 対面の実施にあたっては、教務委員会へ相談の上で認めるものとします。
  
- (3) 各科目における実地指導につきましても、(1)に準じて「原則遠隔」での実施とします。ただし、内容に応じては(2)「実技・実験・実習」を伴う科目と同様に、必要とされる範囲で感染防止に配慮した工夫を施し、対面形式で実施する場合があります。
  - \* 対面の実施にあたっては、教務委員会へ相談の上で認めるものとします。
  
- (4) 4月22日開始の学年暦(前期)は変更しないという全学方針に即して、休講となる授業(コマ)は、遠隔による課題等で補うこととなりますが、5月11日までの期間にWebClassを活用し実施することを可能とします。
  
- (5) 教育実習や介護等体験の実習系科目につきましては、文科省通達に従い原則として後期の実施とします。ただし、学部・研究科それぞれのコース・専攻によっては単位取得の必要上、十分な感染防止への配慮と実習校の受入体制の合意のもとで、前期内に実施する場合があります。
  - \* 実施は、各実習委員会と教務委員会との相談の上で認めるものとします。

以上

教育学部教務委員会・教育学研究科教務委員会